

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	副主幹	主査	担当	担当							文書取扱主任		

第 32 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成25年12月13日(金曜日)	開会13時30分	閉会17時16分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内	事務局	菊井事務局長
	議長、委員外～小野		和田副主幹
欠席委員	なし		橋本主査
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 平成25年度一般会計補正予算について		
	(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について		
	① 特養緑寿園建て替えに伴う利用者負担について		
	2. その他について		
	なし。		
	3. 次回委員会の日程について		
	12月26日(木)午後3時00分から第一委員会室で開催することに決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関藤 龍也 ㊦			

平成25年12月10日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年12月2日付け滝議第155号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部ストックマネジメント推進課主幹	高橋 一 美
総務部ストックマネジメント推進課主査	高橋 伸 明
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	中川 啓 一
保健福祉部福祉課長	国嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課副主幹	杉山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課副主幹	前田 昌 敏
保健福祉部介護福祉課長	松澤 公 和
保健福祉部介護福祉課副主幹	深村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須藤 公 夫

(総務部総務課総務グループ)

第32回 厚生常任委員会

H25.12.13 (金) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

(1) 平成25年度一般会計補正予算について

(資料) 福祉課
子育て応援課
介護福祉課

(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

(資料) 介護福祉課

①特養緑寿園建て替えに伴う利用者負担について

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第32回 厚生常任委員会

H25.12.13 (金)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

- 委員長 ただいまから第32回厚生常任委員会を開会いたします。
いよいよ根雪となってまいりました。雪はね等におきましても事故のないようにしていただきたいと思います。
- 委員動静報告**
- 委員長 委員動静につきましては、委員は全員出席です。議長に出席をいただいています。委員外議員として小野議員の出席を許可します。山本議員、北海道新聞、プレス空知、一般の方の傍聴を許可します。
所管からの報告事項に入ります前に、11月29日開催の厚生常任委員会におけるストックマネジメント推進課の答弁につきまして、所管より答弁の訂正の申し出がございましたので、許可いたします。
- 高橋主幹 11月29日の厚生常任委員会で清水委員から公共施設マネジメント計画の13ページ、関連計画について全てホームページに掲載しているのかというご質疑に対して、全ての計画がホームページに掲載されているということでご答弁させていただきましたけれども、一部の計画がホームページに掲載されていないということでございますので、一部の計画はホームページに掲載されておりませんと訂正させていただきます。まことに申しわけございませんでした。
- 委員長 答弁の訂正がありました。よろしいですか。
- 清水 現在ホームページには載っていないということですが、重要な計画ということで、早急に載せる考えがあるかどうかについて伺います。
- 高橋主幹 載っているもの、載っていないものについて精査をかけたところでございますけれども、載っていないものについては所管に載っていないということをお知らせした上で、所管で対応していただくようお願いはしております。
- 清水 当然ホームページには重要なものから順に載せていくということでしょうが、それぞれの判断は全て所管に委ねられているということなのか、また統一的にチェックをしたり判断をするような所管はないのでしょうか。
- 高橋主幹 今回ご報告したとおり、統一的に計画をホームページに掲載しているかどうかのチェックをする所管はございません。それぞれの所管で判断をして掲載しているということでございます。
- 清水 公共施設マネジメント計画の13ページに掲載されていたものはマネジメント計画を策定していく上で、その計画にのっとってやっていくと述べられている計画ばかりですから、全てホームページに載せるということを要望して終わります。
- 委員長 それでは、所管からの報告事項に入りますが、(1)、平成25年度一般会計補正予算については議案関連なので、質疑についてご留意願います。また、(2)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等については、これまで計8回、10時間以上の審査をしてまいりました。よって、当初の予定どおり、質疑につきましては本日をもって終了したいと思います。12月26日開催予定の厚生常任委員会におきましては今までの審査の過程の内容につきまして、確認事項のみを質疑でお受けするという形をとっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

清水 12月26日の厚生常任委員会では、これまでの審査での確認事項のみと言われた
委員 長 ですが、イメージが湧かないのですけれども、具体的にどういうことですか。
今まで質疑を8回にわたってお受けしてきました。それぞれ質疑をされた方は
答弁をいただいて確認していると思いますが、確認漏れ等があった場合のみ質
疑を受けて、新たな質疑はお受けしないということで確認したいと思います。
よろしいですか。

窪之内 基本的にはいいと思うのですけれども、きょうの委員会では、私も含めて細部
では二十数項目の質疑があるのです。これをやっていくとなったら相当な時間
数がかかるので、例えば5時を過ぎるということであれば12月26日に移すとい
うこともあり得るとのことなのかを確認します。

委員 長 それは流動的に行います。
清水 それと、基本的なこととして、きょうの質疑の内容というのは本来提出されて
いなければならない資料の提出がずっとおくれたため、今回まとめて質疑する
わけだから、本来であれば1回分の常任委員会ではとても質疑し尽くせない内
容があるということからいえば、流動的ということを言われましたが、残って
当然だと思いますので、そういったことを考慮して進めていただきたい。

委員 長 時間的な配分その他につきましては、流動的に進めさせていただきたいと思
います。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきます。

1. 所管からの報告事項について

(1)、平成25年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(1) 平成25年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長 説明が終わりました。

委員 長 質疑ございますか。

木 下 1点目は2,008万2,000円の金額の内訳、それと郵送で全部終わらせるとい
うことなのですが、直接窓口を持ってきてもいいということを今言われましたが、
江部乙支所でもいいのかどうか、お聞きします。

国嶋課長 経費の内訳を予定している額でございますけれども、需用費、消耗品と印刷製
本費で25万4,000円、また事業者への案内等のタックシールとして手数料が10
万円、通信運搬費につきましては支援券の送付、また該当者の方からの返信用
の封筒経費、また券を送るときの簡易書留経費で通信運搬費232万8,000円を見
込みまして、残額1,740万円につきましては先ほど説明いたしました、額面
4,000円掛ける対象と現時点で見込んでおります4,350世帯の分の扶助費、計
2,008万2,000円になります。また、江部乙支所窓口の受け付けについては、正
直まだ江部乙支所とは調整はしておりませんが、数につきましてはそれほど多
くはないと見込んでおりますので、もし江部乙支所にお申し込みで直接来られ
た方であれば、その方に江部乙支所に対応していただくか、もしくは支所で受
け付けをしていただいた上でこちらから申請書等を送付するか、どちらかにさ
せていただきたいと思っております。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

窪之内 生活支援券は1枚4,000円となっているのですが、おつりが出ないということに
なると4,000円を買わないとだめだという利便性に欠けるということがあると

思うのですけれども、例えば1,000円券4枚とか、2,000円買ったら2,000円のおつりがもらえるととか、そういったことについて何かお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

国嶋課長

分割した回数券の方式ですとか、例えばコンビニにあるようなプリペイドカード方式、そういった方式をとれば利用される方の利便性というのはより高いとは思いますが、ただ事業者からの請求もしくはおつりを出す、換金できるとした場合のその4,000円の額面の根拠、事務的な煩雑さから大変申しわけないのですが、5年前と同じ定額方式でさせていただきたいと思っております。また、今回支援券という様式で交付をさせていただきたいと思っておりますので、正式な前払い券、金券、商品券方式となりますと別途事業者例えば手数料ですとか、そういった金券を使用する際の登録届け出等が必要になりますので、タイムスケジュール的にも交付の定額の件については前回の福祉灯油と同じ方式でやらせていただきたいと思いますと考えております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして(2)、滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について、①特養緑寿園建て替えに伴う利用者負担についての説明を求めます。

(2) 滝川市社会福祉事業団への施設譲渡等について

①特養緑寿園建て替えに伴う利用者負担について

(別紙資料に基づき説明する。)

須藤主査

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

これまでの進め方だと、その日に出された資料については、資料の意味を質疑して次回にその内容的な質疑をすることやってくるわけですが、今の委員長の進め方の感じは、どうも全部これで聞きなさいというように聞こえたのだけれども、そこは方針が変わったのですか。

委員長

一応利用者負担増についての説明は、今までも何回か所管から、説明を受けています。今回はそれを詳細なものにして説明を受けているわけで、ここで説明を受けた内容について、これを次回さらに細かく質疑を受けるかということはいたしません。今ここで説明していただいたことについて、質疑のある方は質疑をしていただきたいと思います。よろしいですか。

清水

そもそも今説明されたこと、すぐ資料を理解しなさいというほうが難しいような資料が出されたことは事実ではないかと思うのだけれども、委員長はこれを理解できましたか。今までは理解できないから次回だということやってきました。

今まで資料については、それについてきちんと把握をして吟味する時間等が必要な内容だということや次回に質疑してきたと思うのです。今回の資料は、すぐ見てわかると、そのように委員長は把握したのですか。

委員長

利用者負担増については、これまでも今所管から説明があったように1万5,000円から数万円の増になるという説明があり、その間に当然各委員の方も勉強はされていると思うのですけれども、今の説明で私はある程度理解したわけですが、清水委員は理解できないということで質疑をしているのでしょうか。

清水

私は、把握はしました。ただ、間違いがたくさんあります。資料としてつくり

直す必要があるということをおは質疑で言おうとしていました。私が間違った資料だと思うようなものを理解したということであれば、浅い理解ではないですかと指摘せざるを得ないです。

委員長

この福祉事業に関する内容と利用者負担について、国の方針もいろいろ変わってくる中で、これを100パーセント理解されている委員の方が本当におられるか、また議員の中におられるかという、これは確かに難しいことになります。私どもは所管から聞いた範囲の中において理解をされていてということだけのことであって、これが正しいか正しくないかということはこれから質疑をしていただければよろしいかと思ひます。それでは、今回説明していただきました内容について、なかなか難しいところもあろうかと思ひますが、委員会冒頭に申し上げましたように本日と次回の委員会をもって審査は終了したいと思ひます。これより質疑をお受けいたします。質疑ござひますか。

木下

この利用者負担についての分析の中で、80名の方がユニットの入所が困難ということはわかりますけれども、先ほどの説明ではこの中であと20名ぐらひは可能でないかということでしたが、残された入所が困難な方についての対処法が私は見えないのですけれども、その点について伺ひます。

須藤主査

80名の方がユニット入所が困難だと考えられますが、このうちおおむね20名ぐらひは、ほかの減免制度を利用してユニット入所は可能だろうと、そうなりますと、残される方につきましては60名ということになりますので、その方につきましては多床室が60床ありますので、そちらのほうに入所をしていただくことが可能です。

委員長

ほかに質疑ござひますか。

窪之内

後の質疑にも関係するのですが、今の木下委員の質疑と答弁によれば、もう140対60で決まったような、そういう答弁をされているような気がしてならないのですが、そういうことだと受けとめていいのでしょうか。

深村副主幹

ただいまの資料の説明は、これまでこの委員会の場におきましてユニット型移行に伴ってどれぐらひの負担がふえるのかということをお資料ではなく、口頭でのやりとりしか終えておりませんでした。それを緑寿園入所者の方に当てはめて、実態としてどうかということをお示しした結果の資料です。80名が入所困難かと思われるけれども、各種制度を利用することによってそのうちの20名は何とかクリアできる、あとの60名は多床室に入ることによって140対60の補助制度を活用した中でも、まず現状としては何とかクリアできるということをお示ししているだけでありまして、その辺はご容赦いただければと思ひます。

窪之内

理解しました。

もう一点なのですが、生活保護受給者の方たちは100パーセント軽減割合があるということなのですが、ユニット型が導入されたときに生活保護の人たちが居住費として支給される限度額があつて、その限度額よりもユニットが高いから生活保護受給者は導入されたときに入れないと私は受けとめていたのですが、それと違う説明だったので、この辺の関係について改めてお伺ひしたいと思ひます。

須藤主査

委員おっしゃるとおり、以前は生活保護受給者につきましては多床室にしか入所できませんでした。ただ、国の制度改正によりまして平成24年度から社会福祉法人が生活保護受給者に対しては100パーセント居住費を軽減してあげな

いという整備方針になりまして、24年度からは生活保護受給者もユニット型個室に入所できるようになっております。

窪之内

理解しました。

それで、社会福祉法人の減免に係る費用なのですが、これの負担割合についてお伺いしたいと思います。

須藤主査

社会福祉法人によります負担軽減制度につきましては、25パーセント減免になりますけれども、こちらの財源につきましては法人側で約2分の1を負担していただきます。残りの2分の1を国と道と市で負担ということになります。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。

私、この資料に間違いがあるということを言いましたので、その指摘が間違っていれば言っていたいただきたいのですが、まず社会福祉法人減免について、現在の特養緑寿園の入居者、所得階層が第2段階の方、第2段階というのは非課税世帯で課税年金収入が80万円以下の方です。1カ月当たり6万7,000円以下の年金の方が137名入居しています。このうち、現在社会福祉法人減免利用者が24名いると今説明されました。一方、第3段階、非課税世帯で、課税年金収入は80万円を超える人、僕の試算では単身1人世帯で147万円です。第3段階の方が30名入っているのですけれども、そのうち社会福祉法人減免利用者は1名です。つまり合わせて167名のうち25名といったら2割いかないです。十何パーセントという実態を踏まえて、ところが資料の4番目でユニット型個室導入時シミュレーションの収入階層別に施設で生活する上で最低限必要な生活費の試算の施設利用料は、全部社会福祉法人減免されている料金で試算をして、この結果80名は入居が困難となっています。けれども、ここに書いている社会福祉法人減免されている第2段階の施設利用料50万6,700円の方というのは24名しかいないのです。あとの113名の方は、施設利用料61万5,600円です。つまり本来なら61万5,600円の方が113名いらっしゃるのです。113名ここにいとすれば、この人たちは当然最低限生活費である73万円を超えるのははっきりしているはずなのに、超えないとして80名が入居困難と算出しているわけです。だから、例えばここでいうと第2段階は前提として113名はもう入居困難なのです。第3段階でいうと30名のうち1名、つまり29名は入居困難なのです。142名のほかに社会福祉減免を受けても入居困難の方が何人いるのかと足していったら、恐らく入居困難の方というのは150名になるのではないですか。まず、この表が施設利用料、50万6,700円、76万4,640円が全て社会福祉法人減免されているという仮定でつくった資料でないかということを確認したいと思います。

2点目は、条件設定で、収入階層別に施設で生活する上で最低限必要な生活費というのが施設利用料のほかに社会保険料と医療費のみを試算していること自体が非常識です。一般的には可処分所得という考え方を持つのです。人間は多様な生活をしていますから、例えば特養に入っても私の趣味はこういうことで、こういう雑誌を買いたいとか、あるいは部屋によってはいろんな物を置けるわけでしょう。こういう家具を置きたいとか、来週娘のところに結婚式で行かなければならないとか、そういうのは一切入っていないではないですか。それを幾らと見るかは、それはわからないけれども、少なくとも年間に3万円、5万円ではないです。そういった可処分所得が一切入っていないということ自体が、このシミュレーションが客観的なシミュレーションでないと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

3点目なのだけでも、80名のうち20名は社会福祉法人減免制度や境界層措置制度を利用して、第3段階以上の方はユニット型個室の入所は可能と考えられるということですが、社会福祉法人減免の条件というのは、利用料金を幾ら払っているということではないわけだから、その人の収入だとか貯金だとか、そういったことで決まるわけだから、ユニット型になるから受けやすくなるかということではないわけだ。今受けれる人が受けていないという実態が、そんな本当に4人に1人受けていないという実態があるということをも前提にこの資料をつくっていると思うのですが。その点について伺います。

須藤主査

今清水委員からご指摘ありましたけれども、これはあくまでも国の方針でもよりユニット型個室に入居してもらうためには社会福祉法人減免制度を活用していただく、推進をするというのが前提であります。多床室に今現在入所されている方で、確かに約15パーセントぐらいしか社会福祉法人減免制度を利用されていません。ただ、ユニット型個室ということを導入した場合には、この社会福祉法人減免制度というのは有効な制度だと思っております。当然シミュレーションをする上では、最低限の経費ということになりますので、社会福祉法人減免を利用してもなおかつ入所できない方ということでシミュレーションをさせていただいていることをご理解いただきたいと思います。

もう一点、可処分所得というお話がありました。この可処分所得につきましては、医療費等というところに現在緑寿園に入所されている方の医療費の平均額、入院も含んだ額を入れております。それと、生活費についても緑寿園入所者の最低限必要な金額、このぐらいかかるだろうというのを緑寿園から聞きまして入れております。そのほかにも当然委員おっしゃるとおり身内の方に会いに行くという部分もありますので、それ相応の金額を乗せております。その金額につきましては、まず医療費につきましては平均4,000円と聞いております。生活費については大体皆さん月額8,000円ぐらいで生活をされています。施設に入所している場合、基本的な日常生活費というのはほとんどかかりません。そのほかにも例えばお菓子を買います、服を買います、髪を切ります、そういったもので大体月額8,000円ぐらいとお聞きしております。そのほかにつきましては、4,000円を計上しております。委員おっしゃるとおり、施設利用料、社会保険料だけではなく、施設に入所をしても生活費、当然趣味趣向もありますので、そういった部分については計上をしております。

それと1つ目の質疑と重複する部分もあるかと思いますが、現在社会福祉法人減免を15パーセントの方しか受けられていないということで、入所時には説明をさせていただいているのですが、入所者、そしてご家族の方が何とか多床室の金額であれば負担できるということで社会福祉法人減免制度を利用していない方もいるということを知っております。ただ、今後仮にユニット型個室を導入したとなれば、それ相応の負担増ということになりますので、この社会福祉法人減免制度を利用していただくために当然説明、推進というのはしていかなければいけないと思っております。

清 水

第2段階でいうと現在社会福祉法人減免を受けていない方113名も含めて137名全員が受けているような条件で試算に入れている。また第3段階については30名のうち1名しか受けていないのに30名全員が社会福祉法人減免を受けているかのごとく試算している。このように試算したのは、利用してもなおどれだけ入れないかということを出したいと答弁されました。ということは、利用でき

ない人が当然いるということです。それを認めたということをも確認したいと思えます。

須藤主査

利用できない方というのがまず80名ということが前提となっております。80名の方がユニット型入所が困難だというお話をさせてもらっています。また、80名のうちおおむね20名の方はユニット型入所が可能だろうということで、60名の方がユニット型への入所がどうしても困難なため、多床室を利用していただくということになると思えます。

清 水

違うでしょう。右のページの2段目の表で167名が全員社会福祉法人減免を受けたときでも80名はユニット型に入れれないと言っているのです。ところが、167名のうち現状でいうと社会福祉法人減免を受けているのは25名しかいない。ということは、142名の人は受けられると仮定したわけでしょう。仮定したけれども、結局受けられないということが結果として出る可能性がある表だということを確認してください。

須藤主査

今現在25名しか受けていないという現状ということはありません。この中に社会福祉法人減免が利用できる人もいれば、できない人もいるとは思いますが、できない人というのは、この要件にあります年間収入が例えば単身世帯で150万円を超えるですとか、扶養義務者の負担能力があるという方ですとか、資産があるという方になります。国の方針に基づいて社会福祉法人減免の利用を促進するとした上では、このシミュレーションについてはやはり福祉法人減免を皆さん利用できるとした仮定の中で立てるのが前提だと思えます。利用できないという方については、収入がある、貯金があるというお話なので、低所得者に配慮したものとして社会福祉法人減免を使っていただくというのが前提です。

清 水

今言ったように第2と第3段階だから、167名のうち25名が受けている。ということは、142名は受けていないのだ。ところが、142名が100パーセント受けられると仮定した表だということを僕は確認していいのかと聞いたのです。まずその確認について伺います。

須藤主査

今の時点で預貯金が幾らあるとかはわかりませんので、全て全員社会福祉法人減免を活用したということでシミュレーションを立てております。

清 水

私が間違った資料だと言うのは、余りにも仮定が好条件過ぎるのです。つまり142名、100パーセント社会福祉法人減免できるということで80名が入れれないという表をつくっているのです。では、客観的に142名が社会福祉法人減免がもしされるとしたら、これは私は行政の責任というのは重大だと思う。現在介護サービスを受けている方というのは、滝川市内に千数百名いらっしゃるわけでしょう。その中で、社会福祉法人の減免が可能の方というのは、少なくとも事業団のサービスを受けている方はみんな可能です。部分的に言うと、新十津川の施設だとか歌志内の施設だとか、そういう方々は第2、第3段階の方がほとんどですから、100パーセント受けられる可能性があるのに、そういうことをしてきていないということの裏返しでもあるし、そもそも全国を見渡して社会福祉法人減免の第2段階、第3段階の比率、社会福祉法人減免ができるところを利用している人たちの全国の比率だとか最高の数字だとか、何かそういったものを示してもらわないと、80名以外はユニット型へ入ってもその年金収入でやれますなんていう資料として私は受け取ることはできません。

須藤主査

社会福祉法人減免につきましては、全国でどのぐらい受けているかという手持ち資料は持っていません。ただ、利用されている方というのはそんなに多くは

ないと聞いております。あくまでも社会福祉法人減免制度については、皆さん要件を満たせば権利があります。逆にこの要件を満たさないということになれば、繰り返しになりますけれども、預貯金の額が350万円以上だったり、扶養義務者が負担するのですとか、そういうことがあるというのが現状です。

清 水

資料要求を2点します。1つは、第2段階、第3段階の方で、現在社会福祉法人減免を受けているのは25名で、その方々の施設利用料を50万6,700円と76万4,640円として最低限必要な生活費を試算したもの。もう一つは、減免を受けていない場合の施設利用料で最低限必要な生活費を試算したもの。その最低限必要な生活費と収入を比較しユニット型入所が困難と思われる人数を示したものを。そういう資料をまず1つつくること。

もう一つは、そこまで社会福祉法人減免が可能だというのであれば、既にユニット型を導入している地方自治体のいわゆる公設民営的な施設、先ほどの資料だと砂川市、美幌町、帯広市、江差町にもあります。こういったところで社会福祉法人減免がユニット型に移行したことによって何名から何名にふえたと、これは簡単に僕は調べることができると思うので、そのような資料を出してください。そうでないと、この資料の信憑性が全くないと思いますので、2点を要求したいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:45

再 開 14:46

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

松澤課長

資料について所管は用意できますか。

先ほどから須藤が説明しているのは、いかにユニット型に入る方を救うかということです。国も要はユニット型を活用する場合には、社会福祉法人減免を利用しなさいということになってございます。もし社会福祉法人減免が利用できないということは貯蓄がある、扶養者が負担しているということになります。我々は預貯金が幾らあるかということとはわかりませんから、全て活用した中で、その中で何人が一体ユニット型に入れないのかということをやっているわけです。ですから他市の状況とかそこまでは考えていませんし、このままの資料でご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

所管では用意できないということですが、よろしいですか。

窪之内

社会福祉法人減免が使えるということになったときに、社会福祉法人がやっているところだからデイサービスなんかも利用できるのです。だから、私は167名のうちの25名ではなくて、使える人はほとんど使っていると思ったので、なぜこんなに低いのか、利用率が低いということは資産があるからなのか。さっき多床室だから、負担そんなに多くないから我慢して社会福祉法人減免を受けないという人もいるかもしれないと言ったけれども、そんなことはないと思うのです。少しでも安いほうがいいというのは人間の感情なので、だから今わからないのだったらあれなのですけれども、なぜ余りにも利用状況が低いのかというのは理解できないので、その辺事業団に聞けばわかると思うので、この場で今わからなかったら次回のときでもいいので、お答えをいただきたいと思います。

委員長

ほかに何かございますか。

木 下

私は、今これをずっと見させてもらいましたけれども、市としては7対3です

か、これに持っていくためにはこういうような資料をつくらなければならなかったのか、補助金もなくなりますので。そういうことでいろんな問題はありますけれども、今窪之内委員が言いましたように今までが余りにも社会福祉法人の減免の利用状況が少ないということは考えられます。その件は今までも申請すれば結構いたのではないかという気もしますので、説明を求めます。

深村副主幹

繰り返しになるかもしれませんが、資料の4番目のユニット型個室導入時シミュレーションは、あくまでもシミュレーションであります。そして、緑寿園の現入所者の方でその負担区分の段階というのはそれぞれ決まっていますので、明らかなのですけれども、ではその方たちが一人一人年間の生活費として幾らかかっているのかというその生活実態を200人全部押さえることは不可能です。したがって、生活可能金額ということで、まず仮説として、この収入区分の人が最低限必要なのは一体幾らなのかというその条件を仮説として立てた上で、その上で収入区分からはみ出る方に関しては何人いるのかということを出したのが先ほどの80名でありまして、この仮に80名と出た人たちについても現在利用している方のうちの20名が制度とかを活用することによって十分入居が可能だということをお示ししているわけですから、その他市町の事例はどうなのかとか、法人減免を活用している人数を他市と比較したりだとか、法人減免利用率が低いのは何か問題、課題があるのではないかと、というのは私は論点がずれているのではないかと思います。

委員長

今の質疑は、減免措置を利用する方々が余りにも少ないのはどうしてなのかということなので、そこら辺はどうなのでしょう。何か理由というのは押さえておられるのかということです。答弁できますか。

須藤主査

社会福祉法人減免の利用者が少ないというお話が清水委員、窪之内委員、木下委員からありました。施設側から少ないという状況も聞いております。入所時には説明をしているのですけれども、実際の流れは申請書は滝川市に提出していただいて、滝川市が審査をし、確認書をご本人にお出しすると、そこで社会福祉法人減免の適用になります。それを持って社会福祉法人が運営します施設に行って社会福祉法人減免を適用してくださいという流れになります。なかなかその申請をしない理由というのが一人一人確認をしているわけではございませんので、現状お答えすることはできませんけれども、この資料の7対3というのは補助金を活用した中での現時点でのシミュレーションでありますので、そのユニット型個室の率にかかわらず、やはり基本計画の段階から現入所者、そして入所希望者の方については、社会福祉法人減免制度を施設と一体になって市もPRをしていかなければいけないと思っております。

委員長

ほかに何かございますか。

窪之内

全体を考える上での資料はわかるのですけれども、社会福祉法人減免がこれだけしか申請をしていないという状況は、法人も半額負担しなければならないということがあるわけだから、どこかで積極的な申請を促す努力がされていないのではないかと疑ってしまうというか、今後において建てかえ前においては入所者に改めてこういう制度の活用を促すべきだということをもちろん施設等を含めて協働して促していくべきだということ意見を申し上げておきたいと思っております。

委員長

ほかに何かございますか。

清水

1つは議事進行的になるのだけれども、委員の質疑に対して今深村副主幹はこ

う言ったのです。他市との比較とか、なぜ社会福祉法人減免が少ないのかということは今検討していくことは論点が違うのではないかと。要するに委員が言っている論点が違うと言ったのです。論点が違うというのは、こちらの考え方が違うみたいな言い方をしたわけで、これはいわゆる委員に対して反問しているのです。そういう点で、現状において答弁としては、僕はふさわしくないと思いますがいかがですか。

委員 長

今の件につきまして、深村副主幹、補足的な説明等がございましたら述べてください。

深村副主幹

私の言い方が不適切でありました。私としましては、冒頭須藤から説明が終わった段階で清水委員からこの資料に間違いがあると、確認行為をしない段階で間違いがあるという表現をこの公の場でされたものですから、この資料はこういう仮説に基づいてつくっているのですということをも説明をしたかったわけでありました。ただ、その説明を私がしていく中で、行き過ぎた発言をしてしまったことは申しわけないのですが、我々としていたしましてはなかなか実態を100パーセントつかみ切れない中で現入所者の人たちが果たして建てかえをしたときにどうなのかということはこのシミュレーションで仮説を立てながらやったということをご理解いただきたいということでもあります。

佐々木部長

関連しまして、きょうはユニット型で7対3、何とか補助財源も使いたい、そしていい居住環境でやりたい、さらには本当に今入っている人がこれから7対3になることによってそこから出なくてもいいようにいい方法はないかということで今回今の国の制度、ユニットに向けて変わっていく制度も見ながら、そしてまた他市の例も詳しく社会福祉法人減免が幾らあるか、そこまでは確認しませんでした。電話で聞き取りしまして、本当に皆さんが幸せに今よりもっといい環境の施設に入ってもらおうためのシミュレーションをつくらせていただきました。考え方はあくまでもユニットとなったとしてもみんなが緑寿園に入っていけることを基本にこれからも対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。その一つの例としてシミュレーションを出させていただいたということでございます。

清 水

深村副主幹のことを言ったのですけれども、次に松澤課長が他市との比較とかについては調べる考えはありませんと言ったのです。社会福祉法人減免がユニット型になったときにどれぐらいふえたとか、どれぐらい受けているかということの資料、数字を求めたのに対し、そういった調査をする考えはないという答弁をしたのです。ここできちんと考えなければならないのは、これは国の制度なのです。国費が入っている制度なのです。国費が入っている制度で滝川市がユニット型を進める上で、どうしても社会福祉法人減免の利用者をふやそうというのであれば、どれぐらいまでいけるのかというのは他市の実態をつかむのは基本中の基本ではないですか。それを調査もしない、議会に示す考えもないというのは、これは一体どういう考え方に基づいているのか。私は、不信感を持ちます。これでははっきり言って審査にならないです。

それと、その答弁を訂正しないで資料を出させていただきましたとだけ述べた保健福祉部長の今の答弁もそれと同列ですよ。こういうことでは、私はこの件について審査をする意味がない。これ以上深めることはできない。何とかしてほしいです。

委員 長

まず、発言に対する補足的な説明ございますか。

松澤課長

例えば今はシミュレーションですから、ユニット型に、社会福祉法人減免とかそういうものを利用した中で何人が入居できないのかをお示ししました。社会福祉法人減免の利用者数が少ないというのは、それはご意見としていただきましたので、法人ともきちんと協議をさせていただいた中で今後進めるということでやってまいります。ただ、今議論していることは譲渡に向けてユニット型にした場合にどうなのかということシミュレーションしているわけですから、こう言ったらまた失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、他市の状況まで調べるということまでは考えていないということを私は先ほど申し上げたつもりです。

委員長

今の答弁の内容につきましては、このシミュレーションの段階で他市との比較というのは考えていないということで解釈してよろしいですか。

佐々木部長

済みません。多少流れの中で、若干不適切な発言があったことをお詫びします。そして、今お話ししましたように、今までも7対3の負担の割合でいろいろとご意見あったものですから、この資料でどこまで現状シミュレーションとしてはやれるかということ提示させていただきました。そして、きょうの通告質疑の中でも本当にどうするのだという質疑が清水委員からもあります。その次の展開につきましては、きょうの通告質疑の中で答弁させていただきたいと思えます。まずはこのシミュレーション、まだ中身が十分わからない部分もありますけれども、今はこういう状況だということをご承知おきいただきたいと思えます。いろいろありましたけれども、本当に申しわけございません。

清 水

ここまで言っても他市のユニット型を導入した後の社会福祉法人減免の第2段階、第3段階の利用状況について調査して議会に示す考えがないということは課長と部長によって答弁されたのです。私はもうこれはこの審査をする上で非常に障害になると考えますので、要望としては特別職の考えを聞きたいです。この審査をする上で、本当にそういう資料を委員会に出さないということが市の方針なのか、私はそこまで聞きたいです。それがまず1点目。

そして、2点目です。第2段階の人が仮に社会福祉法人減免にならない場合は、施設利用料50万6,700円が61万5,600円になるのです。これに社会保険料と医療費を全部足したら83万9,000円になるのです。つまり第2段階の人は80万円以下の年金だから、全員が非該当、入れないということになる。つまり非常にわかりやすい話で、今137名のうち113名が第2段階、社会福祉法人減免を受けていないのです。このうち50名が社会福祉法人減免を受けられたら入所できます。しかし、50名の方は入居できないという非常に単純な話です。それぐらい社会福祉法人減免が受けられるかどうかというのは大事な指標になっているのだ。ここの中で最大の指標はそれなのです。その最大の指標をこれ以上調べないということだということ補足します。

それと、一番最初の説明でこういうことを言ったのです。こうやって当てはめていって、140名はユニット入所が可能と判断できますが、最後60名が入れませんと。その次に何と言ったか。その他の人には多床室に入ってもらいますと、こう言いました。これは、私はゆゆしき問題だと。今回の建てかえでユニット型を導入することで、ユニット型に入りたいけれども、多床室に入り続けなければならないという人が当然出るわけです。ところが、払えない人は入ったらだめだということ言ったのです。そういう考えがまずいいのかどうかというのはこれから議論していかなければならないのだけれども、そういうことを言

委員 長
田 村

ったということについてはまず撤回していただきたいと思います。

今の清水委員の発言について、委員から何か意見ございますか。

これは、あくまでもシミュレーションであって、シミュレーションというのは仮説です。そして、こういうことを言っていけば、これに限らずいろんな計画が出てくるわけです。そういうものも全部こういう質疑になってしまう。そうでなく、提出された資料でここがおかしいからこうでないかというのが質疑であって、ほかはどうだこうだではないと思うのです。この資料が100パーセント正解ならそれでいいですよ。でも100パーセントでない、だからシミュレーションなんです。そんな質疑をしていくのであれば、これは何時間あっても解決しないです。

委員 長
木 下

ほかに意見ございますか。

私も田村委員と同じ考えで、あくまでもこれはシミュレーションで、先ほどお聞きしましたように、補助金を使いながら建てかえ、7対3のユニット型としたという仮定の資料ですので、その資料の中で議論を進めていきたいと思いません。それを言葉尻をつかまえてどうのこうのというのは、この段階では私は不適切だと思います。

委員 長
窪 之内

ほかに意見ございますか。

質疑の方向がどうなのかという疑問があって、それで他市がユニットになったときの社会福祉法人減免の利用というのは、それは他市の状況で、今私たちが考えようとしているのは滝川市の社会福祉事業団がどうなるかと、その緑寿園の問題が現実に今こうやって出てきているのです。だから、緑寿園の問題が何も出ていないというのだったら、出してくださいと言うのはいいと思うけれども、そうでないときに他市の状況が出たって滝川市の緑寿園がどうなるかということが問題なのであって、清水委員が言っている方向性というのは、それで責めるというのは違うと思います。多床室に入れと言ったということではなくて、もし入居できなくなれば、そういうところでカバーできる可能性はあるということだと思のです。そういう言葉を一々取り上げていくと審査が進まないような気がするのですけれども、意見として述べます。

委員 長

まとめさせていただきます。今ここで議論をしていることは、この緑寿園についての譲渡について審査しているわけで、ここで議決する何物でもなく、いろいろ所管からの説明を聞いた上でいずれかの議会の中で議決ということになっていくのでしようけれども、この委員会におきましては今所管から示されてきている内容や、言葉の節々までとっていくと確かに議論が先に進んでいかないということにもなってきます。それで、今ここで示されたシミュレーションにつきましては、その内容について大きな何か問題点があるのであればその点を聞いていただくということで、清水委員の言われている内容、わからないではないのですが、一々答弁できかねるようなことまで質疑されても多分所管も答えられないのではないかと思います。それで、一応この利用者負担の内容につきまして、1度ここで休憩を入れますので、もう一度各委員の方は目を通されてから、質疑を続けます。ここで暫時休憩します。

休 憩 15 : 12

再 開 15 : 27

委員 長

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

それでは、この特養緑寿園建てかえに伴う利用者負担についての資料について

でございますが、今清水委員から休憩前に資料内容または答弁について不備があるというご指摘があったわけですが、どういったところが不備なのか、まとめてもう一度発言していただけるでしょうか。

清水 シミュレーションをする以上、比較するということが、比較というのはいまうまくいった場合はこうだと、余り予定どおりいかないときはこれぐらいだということで、例えば社会福祉法人減免が半分しか新たに、最終的には167名のうち半分の83名しか行かなかったという場合のシミュレーションを追加で出していただく。1点に絞るとすれば、そういったことを求めたいと思います。できれば他市の状況も求めたいですが、他市についてはもういいです。所管が考え直して次の委員会を出していただけるのであればそれは望みますが、それは要望にとどめたいと思います。

委員長 ほかの委員の方に確認いたします。今清水委員が言われたような内容について、さらに資料の提出が必要でしょうか。

田村 何回も言うけれども、このシミュレーションというのは、うまくいった場合はこうだと、失敗したらこうだなんていうシミュレーションはないのです。だから、理想としてこうしたいというのがシミュレーションであって、マイナスになったらどうなるなんていうような資料は全く必要ないです。

委員長 それでは、この資料要求を認める方は挙手願います。
(挙手少数)

資料要求については却下します。
所管につきましては、この件につきまして今清水委員からの要望ということで、答弁の中で今後触れる内容があれば触れていっていただきたいと思います。

委員長 この資料につきまして、ほかに質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
次に、各委員から前段に出されております通告質疑をお受けいたします。
質疑ございますか。

田村 1点目は譲渡問題における滝川市としての最大リスクと最大メリット、2点目は組織の肥大化に対して職員数の把握と対応は十分と言えるか、3点目は現行理事体制における不安な点は存在するかということなのですが、1点目については最大リスク、最大メリットというのは何回か今までも聞いています。そんな中で、事業団が融資を受けて施設を立てるとした場合の市としての債務保証、これをするのかしないのか再確認をしておきたいと思います。次の組織の肥大化というのは、13施設もある中で果たしてこれだけの職員数でもって間に合うのか、あるいは適正なのかの再確認です。そして3点目の現行体制における不安な点というのは、特に更生園、新生園、ここにおいて理事長が新しくなって一生懸命やっているから解決されたというのは早計過ぎてまだまだ甘いと思います。これに対して議員としても、あるいは市としてもしっかりかかわれる体制をつくって不安を排除していくような評議員だとか理事の問題、これも含めてどのように考えているかをお聞きします。

松澤課長 最大リスクと最大メリットということで、端的に債務保証をするかしないかだけで答弁はよろしいですか。

田村 いいです。

松澤課長

債務保証は考えてございません。

2点目、組織の肥大化に対する関係でございますけれども、例えば建てかえ等をした場合におきましても、国の基準が定められておりますので、これに違反するという事はもう基本的に考えられないということでございますので、当然その点は配慮しながら欠けることのないような体制を事業団としては考えていると思っております。

現行体制の理事の関係でございます。更生園、新生園ということで施設名が出ましたけれども、市のOBで福祉行政に携わった方、また社会福祉のほうの担当をした職員も理事、常務理事として事業団に入っておりますので、その辺についても十分配慮をしていると考えております。現在の理事できちんとやっていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

田 村

3点目のことなのですが、理事長は一生懸命やっているのはみんなが認める所ですが、市のOBが副理事長と常務理事になっている。副理事長は体調も余りよくないというようなことを聞いていますが、この副理事長が実は一番大事だと思うのです。そして、理事長においても年齢的にも考えてもこれから10年続けてやれるというような状態ではないことも鑑みて、ぜひこの辺の人事を理事長と相談しながら確実な副理事長、向こうで考えることかもしれないですけども、市も間違いなくいろんな今までのごたごたが再発しないように十二分に考えるべきだと思うのです。副理事長の任期はまだまだあるのですか。

佐々木部長

副理事長の任期は10月まであります。それと、今田村委員から言われましたこと、本当に大事なことだと思ひまして、以前にも言わせていただきましたけれども、私どもでどうだ、こうだという話ではないのですけれども、理事長のほうとも日々打ち合わせをしておりますので、議会のこういう貴重なご意見もしっかり伝えます。先ほどの債務保証の関係、全体の運営、サービスの質の向上、そういうことを含めた中で、やはり常に前を向いた形の事業団となるようにしっかり伝えていきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

それと、滝川市役所も施設ができるまで、我々も、建築も、カバーしながら、支えながら、サポートをしながらやっていきたいと思ひますので、それをあわせてお伝えしたいと思ひます。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

清 水

まず、資料要求を先に言うておいてから始めたいと思ひます。まず、1点目は特別養護老人ホームの新旧基準等の比較、居室の広さ、旧多床室と新多床室、新ユニット個室の1名当たりの比較、廊下や共用部分の広さ、設備その他について。居室の広さについては、部分的にいろんな資料に載ってきたとは思ひますが、それ以外についてはないと思ひますので、資料要求します。

2点目は、待機者の資料ということで、まず1番目、待機者数の推移、5年から10年程度、毎年でなくても推移がわかればいいので、2年間隔とか、10年程度であれば3年間隔とか、介護度別であればなお可です。2番目として平均入居年数、3番目として直近3年間の入居者の介護度別、また退去者の介護度別、4番目として待機者の待機状況、在宅、老健、グループホーム、病院等、直近年度で結構です。5番目として入居審査基準、つまり要介護が高い方を優先というのはわかるのだけれども、そればかりなのかということも含めて、まだ委員会には資料を出されていないと思ひますので。

3点目は、特養の役割と機能についての資料。中期経営計画案の中で、特養の

役割や機能の理解を深めるという表現があるのですが、この役割や機能ということについて言うと、私も箇条書き的に聞かれるとわからないです。だから、事業団が広報で広めようとしている役割や機能は一体何なのかということがわかる資料。

4点目は、人員基準と現状で、現状の特別養護老人ホーム緑寿園、ナイスケアすずかけの職員数基準、日勤、夜勤等です。職員数基準は国の基準だと思いますが、現状、これについては残業がないとした場合の余裕人数等がわかる資料。最後、5点目は、200床全て補助金なしで建てかえる場合のシミュレーションについて。これまでに全額補助金で140のユニットと60の多床室、2つ目として100室が多床室で補助金で80のユニットと20の多床室、結果として120の多床室と80のユニット、この2つのシミュレーションが出されているのですが、特養の現入居者の9割が年金で言うと14万円以下、もっと低いのではないかと。私の試算だと12.3万円以下なのですけれども、7割が6.7万円以下という実態で、140床7割、または、80床4割をユニット型にすることでこれらの低年金者の入居者がなくなるおそれが大きいと。先ほどの資料に出ておりますが、第2段階で3.5万円から5万円に、第3段階は5.3万円から8.3万円、第4段階の人も8万円から13万円になれば居住系も特養にも入居できない実態がさらに拡大するおそれが大きいと。そこで、こういうシミュレーションを求めます。まず、この資料要求5点を求めたいと思います。

委員長

清水委員、この資料要求が認められれば次回に提出ということになるかと思えますけれども、次回この資料が出されたとした場合に、その資料についてのさらなる説明を求めるわけですか。

清水

1から4については、これまでの質疑の中で重要なものだけでも、数字として出されていないというものを出しました。ですから、これについては特に質疑をするという考えはないです。5点目については、当然事業団の経営内容にかかわってくるので、資料が出されれば質疑をしたいと思います。

委員長

確認いたします。1から4につきましては資料の提供だけを求めるということで、5点目についてはその内容に応じては質疑させてもらいたいということでよろしいでしょうか。

清水

はい。

委員長

資料について、所管は用意できますか。

深村副主幹

5点目の200床全額多床室で整備した場合の積算につきましては、これは前回の委員会におきましてもご報告させていただいたのはあくまでも2パターンで、200床を全額事業団が自己資金と借り入れで行うということは想定しておりませんでした。したがって、この5点目の資料につきましては当委員会に提出ということとはできないとお断りをさせていただきたいと思えます。残りの1から4までのうちの1と2と4、これにつきましては特に特養の待機者の資料等あるいは老健、特養の現状、これらにつきましてはわかる範囲、調べられる範囲で資料を整えて提出したいと思っております。

それから、3点目の特養の役割と機能についての資料要求をいただきました。これにつきましても、改めてこの中期経営計画をつくりました事業団、特養の担当者のほうに確認をしました。そうしましたところ、その意図といたしましては特養の看護業務についての考えでした。中期経営計画をごらんになっていただくと、委員ご指摘のこの部分が看護業務の話とリンクしているのですけれ

ども、看護業務は本来健康管理であるはずなのに現在はいろいろな病状の人が入ってきていると。それが過去であれば療養型病床に入られる方、あるいはすずかけに入ってリハビリに努めていただいて在宅復帰につなげていただく方、そしてそれ以外に特養に入られる方という形で、どちらかといえばすみ分けができていたのが現在では医療機関から即退院です、特養に入所してくださいという形でどんどん相談、入所申し込みが来ていると。こういったことでどちらかというとも市民の方あるいは利用者の方というよりも医療機関との連携がなかなかうまくいっていないと、そのためのそうした役割、機能というものを改めて共有していきたいという思いで書いたということを確認いたしましたので、それをこの本委員会の場におきまして今ご説明をさせていただきます。ということで、結論を言いますと1、2、4につきましては資料を提出したいと考えております。

委員長

1、2、4の資料と3については口頭答弁、5は資料提出はできないということですが、よろしいですか。

清水

ユニット型になると負担増になるということははっきりしているわけで、現実ここで言うとユニットが120、多床室が80というのが最もユニットが少ない試算なのです。札幌の大友恵愛園は多床室が136、あるいは東京の練馬区田柄特別養護老人ホームは全部多床室といろいろあるのだけれども、経緯はいろいろあったとしても全部多床室にしたらどうなるかと、経営ができなくなるのかといったことがないのであれば、可能性があるのであれば、やはり試算をしておくのが特養を建てかえていく計画づくりをする中では僕は欠かせないと思う。資料についてもそんな難しくない。補助金が減ると自己投資がふえて減価償却がふえるので、収支が悪くなるということが中心なのです。そんなに時間がかかるような資料でもない。けれども、これは比較ということでは僕は絶対に必要だと思います。そんなに事業団に手を煩わせることもないと。あとは、役割と機能については質疑の中でも上げておりますので、それを聞いてまた新たに要望したいと思います。

委員長

それでは、1点1点確認していきます。1点目の資料要求を認める方は挙手願います。

(挙手多数)

委員長

それでは、1点目について、資料提出をお願いいたします。

2点目の資料要求を認める方は挙手願います。

(挙手少数)

委員長

2点目の資料要求については却下します。

4点目の資料要求を認める方は挙手願います。

(挙手多数)

委員長

それでは、4点目について、資料提出をお願いいたします。

5点目は、所管では提出できないということでもよろしいですか。

佐々木部長

清水委員はいろんな角度から言われていますけれども、基本は財源を導入しなければならぬと考えています。所管としては資料はつくることはつくれますけれども、私どもとしてはやはり補助あつてのシミュレーションしか、そういうシミュレーションしか考えられないと。先ほどと同じですが、想定しにくい、考えられないということでございます。

委員長

わかりました。

それでは、委員の方にお諮りいたします。5点目の資料要求を認める方は挙手願います。

(挙手少数)

委員長 それでは、5点目につきましては、清水委員、そんなに難しくないということであれば、自分で確認をしていただきたいと思います。

(何事か言う声あり)

委員長 自分で確認をしていただけませんかということです。

(何事か言う声あり)

委員長 ですから、所管のほうでは今この補助金を用いた場合のみのシミュレーションしか提出しないということで採決をしたわけです。その結果、ほかの委員の方々は必要ありませんという採決だったということで終わったわけです。それに何か問題あるのでしょうか。

(何事か言う声あり)

委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 15:53

再 開 15:54

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水 それでは、引き続きまして清水委員の質疑に入りたいと思います。

中期経営計画案にかかわってですが、事業団の設立については、1976年の設立経緯として社会福祉法や厚生省46通知、地方公共団体が設置する福祉施設の管理運営の委託先は社会福祉事業団を原則とするなどに基づいて施設建設とセットで設立された。実際には、施設開設が5月で社会福祉法人認可は10月である。このようなことがこの中期経営計画案では伝わらないのではないかとお聞きをしたいと思います。つまり何か第三者がつくったかのように受け取れる表現になっているということです。

2点目、基本財産の経緯についてですが、私も知らないから聞くのですが、社会福祉法人をつくる上で基本財産を当時誰が出したのかということをお聞きします。

3点目、設立のための諸手続は恐らく市が行ったと思いますが、確認をしたいと思います。

4点目、一般社会福祉法人化についてですが、46通知の改定がなければ社会福祉事業団理事会から市幹部や市議会が撤退することはなく、一般社会福祉法人化もなかったのではないかとお聞きしたいのですが、これもまた伝わらない。ここでは何を言っているかということ、福祉事業を取り巻く環境変化に的確に対応していくため、つまり事業団の主体的な考え方のみで民間社会福祉法人化した、一般社会福祉法人化したように受け取れるのです。しかし、これは46通知がきっかけでそうなったと思いますので、伝わるような表現にしてほしいとは私は言える立場にないと思うのですが、ここで言っているのは事業団の理事会がどのように把握をしているのかということをお聞きしたいと思います。

5点目、施設建てかえについて、軽費は新築で特養、養護は建てかえという表現になっていることの理由。

6点目、重点目標の中で養護は介護ニーズへの対応で7割が要支援以上のため、外部サービス利用型特定施設入居者介護を導入すると書いているのですが、一般的に言えば特定施設入居者介護というのは外部サービス利用型と内部だけというのがあるのですが、養護でとりたてて外部サービス利用型と言っていると

いうことは、養護は外部サービスで軽費はそうでないというようにもとれるし、また外部サービス利用型と非利用型の比較について伺います。

7点目、受診時の送迎について、現状制度は家族付き添いが義務化かどうか、これは養護について。また、料金支払いは施設に委託しているのか、軽費老人ホームについても伺います。

8点目、特別養護老人ホームの中期計画の中で、胃瘻利用者や医療依存度が高い利用者の現在の利用者と表現がありますが、現在のこういった入居者数について伺います。

9点目、ナイスケアすずかけについては、人員不足等により個別の外出レクリエーションや作業が十分にできていないとありますが、どういうことか、人員不足の内容について。

10点目、前回提出された資料、市内介護保険施設一覧で、老健施設利用料金がゼロ円から13万円の内容について、これは市のホームページ等には老健の特別な減免制度については記載されておりません。口頭で聞いてもわからないようなことであれば、これも資料として求めたいと思います。

11点目、特別養護老人ホームの機能について、入居者の医療ケアということで、以下のうち特養緑寿園で行っているもの、今後予定しているもの、予定のないもの、医師法などでできないものについて伺います。ただし、嘱託医や協力医療機関による訪問医療は除きます。1、バイタルサイン、脈拍、呼吸、血圧、体温、2、応急処置、3、褥瘡ケア、4、経口栄養薬、5、爪、耳のケア、6、口腔内吸引、7、採たん、8、採尿、9、点耳、10、採便、11、点眼、12、胃瘻、13、パルスオキシメーター、14、かん腸、15、薬剤塗布、16、ストーマ、パウチ管理、17、カテーテル流動食。

12点目、上記のうち看護師、准看護師以上の資格が必要な措置についてということ伺います。

13点目、市内の高齢者施設について、市内の介護保険適用施設及びサ高住には高くて入れない市民をどのように把握しているのか。前回提出された資料、市内介護保険施設一覧で近年急速に建設が進んだ居住系の10施設はおむつ代は別途であり、示された料金はグループホームコスモスを除くと最低でも10万円から13万円以上であり、貯蓄がなければ最低でも12万円から13万円以上の年金が必要です。年金13万円以下と13万円以上の割合をどのように把握しているか。施設利用者ということでもいいし、市民の中でということでもいいです。

14点目、一方資料、介護保険施設利用者数所得段階別で入居者の所得段階別の入所状況は、まずグループホームは生活保護者が7パーセント、第2段階51パーセント、第3段階11パーセント、第4段階31パーセント、特定施設入居者生活介護が生活保護者1.4パーセント、第2段階48パーセント、第3段階13パーセント、第4段階38パーセントの内容です。驚くべきは5割の方が年金6.7万円以下、1割強の方が年金6.7万円から単身の場合だと12.3万円の方で第2と第3を合わせると6割と思われることです。これらの方々は、幸いにも貯蓄や扶養義務者の仕送りがあるのでしょうか、貯蓄などが少ない方は居住系施設には入れない実態は明らかではないのでしょうか。また、3割強の年金12.3万円以上の方にとっても居住系施設に入居することによる経済的負担は、はかり知れないのではないかと。

15点目として、高齢者の年金実態についてどのように把握しているか。モデル

ケースで利用者負担段階について、単身者で住民税控除、基礎控除しかない場合の第2、第3、第4の年金額の下限、上限について伺います。

16点目、特養の入居者の所得実態について伺います。資料、介護保険施設利用者数所得段階別で入居者の所得段階別の入居状況は生活保護者2パーセント、第2段階71パーセント、第3段階18パーセント、第4段階9パーセント、これは居住系と明らかな差があります。第2と第3の合計は9割を示しており、居住系の6割との差は明らかです。貯蓄などがない年金者が特養に入居している実態を示しているのではないかと。

17点目、資料、介護保険施設利用者数所得段階別で老健すずかけでは第2と第3段階の合計が8割、若葉台病院療養型では7割、これも居住系とは明らかな差がある。上記とあわせ、低所得者ほど特別養護、老健、療養型を選択せざるを得ない実態があるのではないかと。

18点目、建てかえによる負担増について、ユニット型が140床、80床の場合の負担増について、所得段階別、ユニット型個室になった場合の入居者の負担増について、これは先ほど示されたことが答弁で出てくるのだらうと思いますが、一応質疑をしたいと思います。

19点目、施設全体の負担増額と差額を施設が負担した場合の金額の中期見通しについて。要するに減免になったとしても差額が出るし、社会福祉法人減免の施設持ち分がありますよね。これを足したものということで答弁は出ると思いますが、この中期見通しについて。

20点目、また、差額を負担しなければならないのではないかと、義務はないと考えるなら、その根拠は。先ほどの資料では、砂川市は軽減措置等なし、富良野市は増額分の4分の1を2年間限定で助成し、課税世帯は除外、美幌町では増額分を5年間で段階的に引き上げということを行っています。つまり差額を負担するにも限度があるという事例を示しているのです、そのように考えていると思いますが、一部あるいは年限を限って差額を負担するけれども、全面的に負担する義務はないと考えるのであれば、その根拠は。

21点目、特養の現入居者の9割が年金12.3万円以下である現状と建てかえ方法について、特養の現入居者の9割が年金12.3万円以下、7割が6.7万円以下という実態で140床、7割と80床、4割をユニット型にすることで、これらの低年金者の入居先がなくなるおそれが大きい。第2段階で3.5万円から5万円に、第3段階が5.3万円から8.3万円に、第4段階の人も8万円から13万円になれば居住系にも特養にも入居できない実態がさらに拡大するのではないかとということをお聞きします。

22点目、市民への説明と意見聴取は大変重要です。大規模な施設譲渡であり、財産譲渡議案上程前に、議会に提出する前に、あらかじめ市民意見を聞くのは当然、広報による周知とパブリックコメントは絶対だと考えるが、その姿勢があるのか、またどのように整理するのか。ここで1点追加をしたいのですが、いわゆる利用者の家族への聞き取り、直接聞き取りとアンケートの実施はいつ行うのか、既に行っているのであればそれについて伺います。

委員長

清水委員、10点目、資料要求したいと述べられましたけれども、老健施設利用料金がゼロ円から13万円の内容について資料要求するということによろしいでしょうか。

清水

恐らく口頭で聞いていただけないので、資料要求したいと思います。

委員長
須藤主査
清水

資料について所管は用意できますか。
用意はできますけれども、今説明させてもらってもよろしいでしょうか。
ホームページには、老健施設利用料がゼロ円になる減免が書いていないのです。
老健は490円、1,310円、1,640円、つまりこうでないゼロ円の人がいるということが事実なのであれば、ホームページは間違っているのです。間違っているのであれば、まず資料を出してもらって、どこがどう間違っているのかをきちんと見なければいけないということです。

委員長

それでは、清水委員、所管からの説明を聞いて、その説明で内容を理解できない、やはり資料が必要だということであれば改めて資料要求でということでもよろしいでしょうか。

清水
委員長

いや、制度的なことなので資料要求します。

それでは、各委員にお諮りいたします。

この資料要求を認める方は挙手願います。

(挙手多数)

委員長

それでは、資料提出についてよろしくお願います。

これより清水委員の質疑に対する答弁を求めます。

深村副主幹

1点目の事業団設立経緯といたしまして、市民、利用者、関係者に伝わらないのではないかという部分についてなのですけれども、事業団設立後40年近くが経過し、本市の社会福祉事業の中心的な役割を担ってきていただいているということは皆様も既にご承知のとおりかとは思いますが、市立の施設の運営ということで社会福祉事業団の設立経過を含めた存在自体が余り浸透していない部分もあったかもしれません。そういった部分につきまして、改めて歴史的経過について事業団ともども認識の共有、それからPRに努めていきたいと考えております。

続きまして、質疑の2点目、基本財産の経緯についてですが、こちらは社会福祉事業団の設立及び運営の基準についてということで、当委員会におきましても通称46通知という表現をさせてきていただいておりますが、その中で事業団を設立する場合には地方公共団体が出資するということが基本財産として300万円を出資しておりました。その後、平成19年7月に一般法人化に移行し、その300万円につきましては市へお返しいただき、事業団は新たに5,000万円を基本財産として積んだ後、平成24年には10月に取得いたしました赤平工場、それから附属建物及び敷地を基本財産として組み入れたところであります。

次、質疑の3点目、設立のための手続を市が行ったことについてということですが、こちらにつきましても先ほどの事業団等の設立及び運営の基準についてという46通知によりまして、事業団は地方公共団体しか設立できなかったことから、当時の滝川市が設立手続等を行ったものであります。

それから、続きまして質疑の4点目、46通知の改定がなければ事業団からの市幹部や市議会が理事会から撤退することなく一般法人化もなかったのではないかと、そのことが伝わらないというご質疑でありました。確かにこちらの事業団の中期経営計画には、事業団の主体的福祉環境を取り巻く経過という部分でのコメントしか載せられておりませんでした。事業団が一般法人化に移行した経過といたしまして平成19年度の自治法改正によりまず指定管理者の導入、それから先ほど来申しております46通知、これが平成14年に技術的助言に変更になったこと、さらに施設譲渡と一般法人化をあわせての検討などを多種多様な

要因としてはございました。したがって、46通知の変更がなければ一般法人に移行しなかったというわけではないとご理解いただきたいと思います。

それから、質疑の22点目、市民への説明と意見聴取の関係ですけれども、こちらにつきましては広報1月1日号に施設譲渡に関する記事を掲載いたしますほか、エフエムG'skyにおいても周知を行い、またホームページにおいてパブリックコメントを募集するなど幅広く市民の声をお聞きする予定になっております。また、利用者、家族への聞き取りとアンケート、これは行うのか、行ったのかという部分につきましては、聞き取りアンケート等は行っておりませんが、利用料の納付あるいは通所者の方との接触の中で十分な周知を行ってまいりたいと考えております。

須藤主査

中期経営計画の中の6ページ、軽費は新築、特養、養護は建てかえになっている理由ということです。まず、軽費老人ホームにつきましては、現在経過的と位置づけられています。新たに軽費老人ホームを設置する場合には、届け出時点でケアハウスの基準を満たしていることが求められております。ですから、施設整備後に運営主体の変更を行う、そしてそれまでにつきましては現在の指定管理を継続していかねばいけないということでもあります。

続きまして、介護ニーズへの対応、7割が要支援以上のため外部サービス利用型特定施設入居者介護を導入するにあたり、外部サービス利用型と非利用型の比較ということで、まず養護老人ホームについては外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護しか認められておりません。施設内で特定施設入居者生活介護の事業所は持てません。外部の事業所、例えば訪問介護事業所と契約をします。そして、通所介護事業所と契約をします。あとは訪問看護の事業所と契約をします。では、養護老人ホームは何をするかというお話になるのですが、あくまでも基本的な安否確認と、あとはケアプランの作成、その方に合ったプランの作成をするということになります。ケアハウスにつきましては、ケアハウスの中で、訪問介護でしたり、要は特別養護老人ホームのように全てのことを賄うというものであります。

次、受診時の送迎についてということで、現状制度は家族付き添いが義務化ということでもあります。急を要さない定期受診などにつきましては、基本的には養護、軽費、ともにご本人が自立で受診をしていただいているところです。ただ、本人が1人で行けないというときには家族付き添いでお願いをしております。そのほか本人の状態低下、そして家族の高齢化、遠方でなかなかこちらに来られないというときには施設職員で付き添いの対応をしております。なお、施設側の対応といたしましては週3回、緑寿園で送迎バスを配置いたしまして、定期受診につきましてはできるだけ病院側と調整をして月、水、金の午前で予約調整を行っているところです。軽費老人ホームにつきましては、家族の付き添いが困難という場合には、このバスのほか有料ヘルパーを利用いただいております。あと、医療費の支払いについてですけれども、養護老人ホームの入園者が受診の場合は、その場で支払わずに1カ月分まとめて医療機関から緑寿園宛てに請求書が郵送されまして、職員が本人に説明を行い、預かっている預金通帳からそれぞれ現金化をしてまとめて支払いを代行しているところでもあります。軽費老人ホームにつきましても同様に扱っているケースと、あとは本人が受診時に直接その場で支払っていただいているというケースがあります。

続きまして、胃瘻の利用者と医療依存度が高い利用者の現在の入居者数ということですが、胃瘻の利用者数については現在1名になっております。また、医療依存度の高い利用者としてインシュリンの自己注射が現在7名、バルーンカテーテルが現在20名、人工透析が現在1名となっております。

続きまして、ナイスケアすずかけで人員不足の内容についてということですが、職員定数が欠けているということではなく、産前産後休暇や育児休暇などの職員の代替職員での対応時、また職員退職による新たな職員の採用時などにおいてもどうしても業務を覚えるのに時間を要したり、要領を得ないためにスムーズに対応できなかつたりしているのが現状ですということです。年間業務計画を取りやめたりということはしていないということです。また、利用者の介護度等を踏まえ、今後においては利用者のニーズに応じたレクリエーションや行事の実施に努めていきたいということでした。

次、特養入居者の医療ケアの関係です。緑寿園で対応が不可能なものだけお話をさせていただきます。そのほかは可能だという捉えでお願いいたします。17、カテーテル流動食、これだけが不可能なものということです。上記のうち看護師が必要条件のもの、准看護師以上が必要条件のものはということで、看護職員で対応しているものにつきましては6、口腔内吸引、12、胃瘻、14、かん腸となっております。

次に、資料の市内介護保険施設等一覧の関係で、年金13万円以下と13万円以上の割合をどのように把握しているかということです。介護福祉課といたしましては、その方の収入状況を把握するという方法につきましては介護保険料段階が一つの目安となっております。課税か非課税かということになりますが、本人課税ということになりますと介護保険料段階が第6段階以上ということになりますので、8月現在ですけれども、滝川市被保険者全体が1万2,434名であります。そのうち、第6段階以上の人数は4,131名ということで全体の33.2パーセントが本人課税の方という捉えをしております。

続きまして、介護保険施設利用者数所得段階別で、居住系施設に入居することによる経済的負担ははかり知れないのではないかというお話です。ご質疑のとおり、収入が少なくグループホームや介護つき有料老人ホームなどへの入居が困難という方もいると思います。そういう方につきましては、居住系であれば養護老人ホームや軽費老人ホーム、施設系であれば介護老人福祉施設、そして介護老人保健施設、そして介護療養型施設という選択肢もあるかと思っております。また、養護老人ホーム、軽費老人ホームについては建てかえ後、特定入居者生活介護という部分もありますので、そういう意味ではグループホームや介護つき有料老人ホームと同様なサービスが提供できるのではないかと考えております。

次、高齢者の年金実態についてです。利用料の段階につきましては、介護保険料段階と同様の段階となっておりますけれども、第2段階の方は世帯全員が非課税、そして本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円以下の方となっております。下限につきましては、ゼロ円という方もおられると思います。ただ、上限につきましては例えば遺族年金だとか障害年金などの非課税年金を受給されている方もいますので、上限については特定はできないという状況です。第3段階の方につきましても同様でして、世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方となっております。下限は80万円と捉えておりますが、上限は先

ほど申し上げたとおり非課税年金を受給されている方もいますので、特定はできません。第4段階の方につきましては、世帯の誰かに市民税が課税されているということになります。ただ、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円以下となっております。本人年金収入という部分におきましては、もしかすると下限がゼロ円の方もいるかもしれません。一緒に住んでいる方、扶養されている方は課税ということになります。上限につきましても先ほど申し上げたとおり非課税年金ということがありますので、特定はできない状況にあります。

次、貯蓄などが無い年金者が特養に入居している実態を示しているのではないかと、同様に老健、療養型もということだと思えますけれども、あわせて答弁をさせていただきますが、委員おっしゃるとおり居住系と比べましてこの介護保険3施設につきましては利用料金の負担が低額であります。そういうことから見てもこの介護保険3施設につきましては、今後においても重要な役割を果たしている施設ではないかと考えております。

続きまして、所得段階別にユニット型個室になった場合の入居者の負担増についてということですが、まず、第1段階の方につきましては生活保護法や社会福祉法人減免により措置されることから負担増はないと判断しております。第2段階につきましては月額1万5,000円の増、仮に社会福祉法人減免制度を利用するとした場合については月額5,925円の増、第3段階は月額2万9,700円の増、社会福祉法人減免制度を利用するとした場合については月額1万200円の増となります。第4段階につきましては、月額5万490円の増ということになります。施設全体の負担増額と差額を施設が負担した場合の金額の中期見通しということではありますが、ユニット型の140床の場合の負担増額は、最大額として1年間で約4,000万円、ユニット型80床の場合の負担増額は1年間で約2,900万円となっております。

佐々木部長

20点目と21点目をまとめた中で考え方をお話ししたいと思います。それで、この場合は負担ということではなくてまとめてお話しします。先ほど来もお話ししましたようにシミュレーションをしました。そこで、いろいろご意見をいただきましたが、今ある既存の軽減策で対応できる可能性があると考えております。しかし、基本的に先ほどもお話ししましたように今入っている方がユニット導入により入れなくなることはあってはならないと思っております。先ほどのシミュレーションでは、7割の方はユニット、そして3割の方は多床室ということになっております。そういった中で、入居できなくなる方が出ないように私どもとしては対処していきたいという考え方でございます。

(何事か言う声あり)

佐々木部長

20点目の差額を負担しなければならないのではないかと、義務はないと考えるなら、その根拠はということと、その次の21点目、居住系にも特養にも入居できない実態がさらに拡大するのではないかと最後の質疑に対してまとめて答弁しました。

清 水

事業団の設立経緯、また一般社福化における国の政策変更が大きな要因だということについては、事業団としても認識の共有、PRに努めるということですので、これについてはやはり施設を譲渡していくということですので、きちんとやっていただきたいということをまず要望をしておきたいと思えます。特養の役割と機能についてということは医療ケアのことが大きくかかわっての

表現だと先ほどご説明されたわけですが、今お聞きする中ではカテゴリー流動食以外はできるということが述べられました。これは、特養の機能と役割ということでいうと、ほかの介護施設でも同じように1から16までというのできるのであれば、余り特養の役割、機能というのは変わらないということになるのだけれども、そうではないと、ほかの施設ではこういったことまではできないということをお聞きしたいのかをお伺いします。

次に、市内の高齢者施設について、年金6万7,000円以下の方が10万円以上の施設に入っている、その入っている方の5割が年金6.7万円以下なのだという事については、養護や軽費の建てかえで可能のような答弁をされましたが、軽費は定員50名に対してほとんど満床状態です。養護は非常に人気が高いので、ここは余力があると。しかし、施設の定員等を考えればグループホームだけで108あるし、介護有料老人で110、それでサービスつきであれば105だから、いわゆる民間のこういった施設だけで320を超す、その中の半数が、160名ぐらいが6.7万円以下なのです。養護で二十何人入れるから、そこで吸収できるとかということではないと思うのです。そういうことで、本当に私は信じられないのです。どうやってこういう低年金の方が支払っているのか。貯金があるということであれば、貯金はいつかなくなるものだし、扶養義務者が支払うというのも毎月四、五万円の仕送りというのは、これはそうそうできることではないと。そのあたりについて、どのように把握をされるのか。これは、要するに今後も養護や軽費を建てかえようが何しようが引き続き続いていくことはもう間違いないと思いますので、そこをお伺いします。

次に、第3段階について80万円から上限は特定できないと言ったのですが、年金だけの場合、要するに非課税年金がない課税年金だけの場合、上限は私は147万円だと思っただけだけれども、確認をしたいと思っます。

それと、140床をユニット型にした場合、最大額で4,000万円、80床の場合で2,900万円、これは単年度ですよ。中期見通しが出されなかったのですが、それは部長が答弁するという事でここで答弁されなかったのかもしれませんが、部長の答弁では差額を負担しなければならないのか、あるいは義務はないと考えているのか、考えていないのか、そこが述べられていないのです。これイエス・オア・ノーですから、私の質疑は。市はどう考えているのかということですから、一部負担しなければならないと考えている、全部負担しなければならないと考えている、全く負担しなくてもいいと考えている、その3択でお伺いをしたいと思っます。

特養についてですが、今佐々木部長がシミュレーションで入居できないということがあってはならないと、そうならないように多床室にという考え方であると答弁されました。ここでユニット型に入らない人は多床室と言ったのです。またさっきのことを繰り返しているのです。それで、その言い方が悪いとかいいとかということではなくて、どうしてもユニット型は負担できないという現在の入居者が例えば5人、10人出たとします。その方たちには、多床室に行くという選択肢しか与えないのか。それとも、私はユニットに入りたいといった場合、それについて何らかの負担をし、差額を埋めるということでユニット型に入居をしてもらおうという考えなのか。これは、さっきの話とリンクするのです。市が差額を負担するとなると、それはユニットに入れるということでもありますから、そのあたりも含めてお聞きします。

それと、聞き取りとアンケートについては、利用料の納付のときに十分なものをやりたいということは、少なくとも12月にはやらないと私は受け取りました。1月にも全部終わるとは思っていません。通常こういった大がかりな施設の変更をする場合は、やはり郵送等でこういったことを計画していますというのが当然ではないですか、負担がふえるのですから。お客さんに対して広報で発表した後に順次説明していくなんていうことは、私は非常識だと思う。やはり広報等で市民全体に市の考えを言う前に、こういう計画を進めていますということを入居者のご家族あるいは入居者にお伝えをし、アンケートを同封したり、最低でもそれぐらいは私はするべきだと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

須藤主査

居住系施設に入居することによる経済的負担ということの再質なのですが、確かに軽費老人ホームにつきましては現状定員を満たしているという状況であります。養護老人ホームについては、若干の余裕があるという状況であります。そのほかに、この介護保険施設等一覧の中にも一部入っておりますが、高齢者向け住宅が民間で整備をされてきているという実態もございます。ただ、今後ともこういう民間の状況も注視しながら、やはり養護老人ホーム、軽費老人ホームとともに介護保険3施設について状況を見きわめながらやっていく必要があると思います。グループホーム、介護つき有料老人ホームでは、確かに第2段階、第3段階の入居者の比率が高い状況にあります。清水委員は、幸いにも貯蓄、扶養義務者の仕送りということが挙げられておりますけれども、このほかには非課税年金を受給されているという方もいると思います。いずれにしましても、民間施設の動向だとかも注視しながら今後に対応していきたいと思えます。

高齢者年金の実態ということで、第3段階の非課税年金以外だった場合の上限度額ということですが、委員のお話したとおり148万円未満ということだと考えております。

深村副主幹

特養の役割や機能として看護師が緑寿園で対応できているものが委員の示した例示の中で大多数あるが、ほかの施設との違いはというご質問かと思うのですが、この事業団側が中期経営計画に載せた意図としては、昔は療養型と、それから老健と、そして特養というものが医療機関のソーシャルワーカーですとかと連携がとれて比較的スムーズに施設入所あるいは医療機関への転院というのが進んでいたのが今はもうそこら辺がボーダーレス化になってしまっているという現状があると。その中においても緑寿園、特養といたしましてはこうした入所を拒否するというのではなくて、やれることは十分対応していきますと。ただし、そうしたすみ分けというのももう少し関係者と情報を共有しながら進めていきたいということの意味での役割と機能の広報活動とご理解いただきたいと思います。

それから、市民の意見、説明という部分でのご質問があったのですが、その再質疑の中で負担がふえるという表現がありました。私が先ほど申しましたのは、この施設譲渡の問題について、来春予定している施設譲渡、事業移管については来春から滝川市の設置から事業団の設置に変わりますということを各広報媒体を通じてPRしていくと同時に、利用者の方への納付書送付の際などにもそういった部分をお伝えしていきたいということであって、恐らく委員が言う負担がふえるという部分は緑寿園の建てかえが行われた際にそうしたユ

ユニット型に移行することによって負担がふえるということを指して言われたのではないかと。これまでの委員会の中におきましても事業団に施設譲渡することによって費用負担がふえるという話は、我々は一切してきておりませんので、今おっしゃられているのは来春のことを指しているのではなく、その長期的な展望に向かっておっしゃられたのではないかなというふうに思っています。そして、そうした中においては、まず来春に移行するというのと建てかえの論議も現在進めている中においては、その負担がふえるだとか、確定しないことをあえてお伝えすることで要らぬ混乱、動揺を招かないようにある程度方向性が固まった段階で広報周知、それから利用者への直接的な施設における説明ですとか、そういった対応に当たっていくという考えで述べた次第です。

佐々木部長

負担の話ですが、イエスかノーか、全部負担かということで、全部負担とかそういうことではなくてシミュレーション上、私どもは対応可能と判断しましたが、入っている人が入れなくならないようにはしなければならぬというのが私どもの考え方でございます。

それと、先ほど多床室に行ってくださいというのはいかがという話がありましたけれども、所得上どうしてもやむを得ない場合は多床室のほうに行かざるを得ない方もいらっしゃるということで、そういうことを述べた次第です。

清 水

ユニット型になると、社会福祉法人減免が適用になっても負担増になるのです。それで、最大4,000万円あるいは2,900万円というのが出たのです。その差額を負担するのかもしれないかと聞いたら、入居は対応可能と判断しますと、要するに入居できるかどうかということをお答えしているのです。違うのです。差額を市が負担する、施設が負担するか市が負担するかはわかりませんが、入居でなく、差額についてどうかと聞いているのです。そこをお伺いします。

もう一点は、市民への周知という点で、施設の所有者が市から事業団に来春移りますという広報をされると言われました。これは1月の財産譲与議決の中で、財産譲与議決の前提としては事業団がこれならいけると、財産を受けて自己資金も含めて建てかえすると、3施設を建てかえるということについて、これならいけるといって判断をして市と合意をしなければならぬわけでしょう。どういうふうに合意するかと聞いたら、まずユニット率です。ユニット率をどうするか、補助金をどれだけもらうか、そして利用者が負担増になった場合の差額を誰が払うか、それは幾らになるのかと、ここで合意するということではないですか、1月末に議案を出そうとしているわけだから。負担増になるのは、その後の話だと、それはそうです。けれども、建てかえはするけども、それは負担増になるかならないのかは、それはもう今はまだ全然決めていないと、事業団も全く今はそれを考えなくていいと言っているならともかく、そんなことは僕はあり得ないと思う。やはり建てかえをどのようにするという、あるいは負担増がどのようになるということで、今利用者の声を聞かないとだめな時期なのです。例えば札幌の大友恵愛園は設計に入る前に利用者に聞いて、結局補助金をもらわないという選択をしたのです。そういうことを聞いているわけだから、無償譲渡だけが別個に進むというような何か見通しがあるのならともかく、そういうことを聞いているのです。先ほどの答弁では不十分です。

佐々木部長

何回も私のほうは、今入っている人が入れるようにしなければならぬというお話をしていたのですけれども、清水委員のお話は今入っている人が入れるのだけれども、負担が上がるのに対してさらに市がその差額を負担するべきだと

という意味かどうか確認したいと思います。

(何事か言う声あり)

- 委員長 先ほど清水委員の質疑に対しての答弁は、確かに不十分です。清水委員が聞かれているのはこの減免措置がされても負担増になると、その負担増の分についての負担はされるのかされないのかということなので、できるかできないか、決まっていなかったら決まっていない、いろいろな答弁はあるかと思えますけれども、答弁不十分ですので、もう一度お願いいたします。
- 佐々木部長 大変失礼しました。要は私が言ったのは、とにかく今入っている人が入れるようにしなければならないということです。それと清水委員の入れるのだけでも、負担増があつて、その差額を負担できるのかという質疑だと思うのですが、それは多少上がるけれども、先ほど話している社会福祉減免等で緩和はしたいのですが、その差額については今負担は考えておりません。ただ、入っている方がそこから出なければならないことは防ぎたい、基本的には今後とも入っていただくために先ほどのシミュレーションをベースに考えていきたいということでございます。そしてまた、何回も言いますけれども、入れないことはないような対処はしたいということでございます。
- 深村副主幹 通告のご質疑が大規模な施設譲渡、財産議案の上程ということだったものから、私は全体を指して実は答弁をさせていただきました。今改めて再質疑をいただきましたので、答弁を申し上げますと、先般事業移管に係ります協定書の案ということでお示しをさせていただきました。その後も事業団側とこの協定書の案につきまして再度内容の詰めを行っているところであります、その中におきましては、今後譲渡後においても継続的に建てかえ等につきましては事業継続の担保とあわせて市とも協議をしていくとは考えておりますので、この緑寿園の建てかえが規模、内容、ユニットの割合、それからユニットに移行することによってその負担緩和策などが全てこの委員会の場において整理した段階でないと譲渡が実現できないとは我々は考えておりません。したがって、ここで意見等は確かにいただいはいきますけれども、それと並行して利用者に対するそうした周知は進めていくということでご理解いただきたいと思います。
- 佐々木部長 済みません。先ほどの差額、第2、第3階層で1万幾らか縮む、減免してなったのですが、減免のもとで入れるというか、このまま入所できるという前提で考えたいということでございます。負担増によって施設に入れなくなってしまうようにしたいという考え方をまた改めて申し上げます。
- 委員長 今のご答弁を確認させていただきますけれども、減免措置を受けてもその負担増になった分は今現在負担する考えはないと。ただし、負担増によって入居ができなくなる可能性が万が一あった場合は、それは今のご答弁ではそのときは負担も考えられると受けとつてもよろしいのでしょうか。
- 佐々木部長 そのとおりです。
- 委員長 確認させていただきます。今現在の段階では、負担増は負担する考えはないけれども、負担増によって入居できない方が万が一あらわれた場合には、負担増に対して対処するというところでよろしいですか。
- 佐々木部長 そのとおりです。先ほども言いましたように、基本的には今入っている方が入れなくなってしまうにはしなければならないという前提のもとで、そういう考え方でございます。

清 水 もう全く抽象的な答弁にとどまっているのです。では何でこんな資料を出しているのですか。参考として軽減措置を出したということは、負担増になった場合の軽減措置について市も考えなければならないということで今回、出しているわけでしょう。それなのに、何か入れない人については入れるようにしますとか、それでは余りにもよくわからないので、整理を求めたいと思います。

2点目は、深村副主幹のご答弁なのですが、財産譲渡議決前にユニット率だとか、あるいは負担増に対する対応だとかは全部決まらない状態でも、決まらないというのは事業団との間で合意ができない状態でも財産議決は可能だと答弁されたのでしょうか。

深村副主幹 事業団との間でということでは決してございません。

清 水 この問題は非常に大きいですし、議決にもかかわってくるので、今の時点では要望ということで、1点目は所管に対する要望、また2点目では委員会、議事での要望なのですが、1点目は財産譲渡の議決というのは譲渡された施設をきちんと運営していくということで、その最大は収支なのです。資金収支にかかわる大もとの合意がないままに、譲渡が成立するということが、僕は想定しづらいです。だから、やはりその辺についても整理をしていただきたい。ユニット率、負担増の差額対策、この2点について保留のまま財産議決ができるのかどうかということについて、整理をしていただきたいと。

以上、2点要望して終わります。

委員 長 わかりました。2点要望ということで、よろしいですね。

清 水 それと、利用者に対する周知についても今ユニット型ということを議会で検討しているという表現にするのか、事業団と検討しているというのか、それを出すのは市なのか事業団なのかということもありますが、今の利用者によっても負担増になる可能性があるとか、あるいは施設がこういうふうになる、変えるように考えていると、比率だとかはまだ未定だけれどもということ、文書などで周知してご意見やアンケートを伺うということも要望したいと思います。

委員 長 今回の3点、要望ということで受けとめます。

ほかに質疑ございますか。

木 下 協定書案の中に、第12条、事業継続の担保の中では、乙は安定した事業運営を継続することとし、運営内容を変更しようとするときは事前に甲と協議し、承認を得なければならないと、こう書いていますけれども、漠然としていますので、括弧書きで市の関与というか、市の指導、監督、助言でもいいから、何かその項目をきちんと入れてもらいたいと思いますがいかがですか。

委員 長 協定書案について、第12条に、具体案を入れてもらいたいということですか。

木 下 抽象的ではなくて、具体的に括弧書きで市の関与というか、指導、助言でもいいですけれども、きちんと盛り込んでいただきたいと思います。

国嶋課長 おっしゃるとおり例えば市の貴重な資産を譲渡するのですから、市の関与というか、ある程度の安定性の担保は必要だということでこの第12条を入れております。ただ、その中で具体的な例えば細目を1つずつ触れていくと。これについては市の監視、言葉は変わるかもしれませんが、許可を得なければならないということで、全てそれを網羅するということになりますと、これはやはり譲渡本来の独立性、柔軟に対応していただくということから外れると思います。委員の言われたご意思はわかりますので、ただそれを具体的にということで載せられる

のかどうかについては、また事業団のほうと検討させていただきたいと思いま
す。

木 下 私は、全部の項目に市の関与を入れると言ったわけではないのです。あくまで
も括弧書きで、この第12条であれば余りにも漠然としているというか、弱いと
いう気がしたものですから、全部の項目ではなくて市の指導、助言、監督まで
はいかないですけれども、それを1項目だけでも入れてもらいたいという意見
です。全部に入れなさいということではありません。

国嶋課長 承りました。ただ、この第12条の最後で承認を得なければならないというのは、
市からすればかなり強い表現だとは思っております。今言われた1項目でもと
いうことであれば、この点については事前にきちんと協議して承認を得なさい
という意味だと思しますので、今考えつくすればきょうさまざまなご意見を
いただきました。今確定している建てかえの件ですとか、そういったことにつ
いてこの協定書ではなく、別紙仕様なり何かの形で載せることが可能かどうか
について、事業団とも協議させていただきたいと思えます。

委員 長 それでは、ここで各委員の皆さんにお諮りしたいと思います。
時間が5時を回りました。窪之内委員の通告質疑、多岐にわたっておりますの
で、かなり時間を要するかと思われまます。窪之内委員の質疑を次回委員会にて
行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 また、次回委員会をもって臨時会前の審査を終結したいわけですが、きょうの
委員からの質疑等々でじっくりこない答弁もあったということもございます。
そういった内容も踏まえて、委員会の冒頭で次回委員会の質疑は確認事項にと
どめるということでは申し上げましたけれども、若干質疑がある方はこれを認
めたいと思えます。よろしいでしょうか。

清 水 先ほどの特に2点の要望については、1つは財産譲渡議案のときの事業団との
合意レベル、もう一つは負担増の負担対策、これについては非常に重要なポイ
ントなのです。やっぱりどうも部長の答弁は、何回聞いても何か絞られていな
いというのか、これだけ長い間いろいろ深い審査をやってきたわけだから、最
終ということであれば特別職の考えも私は聞けるような時間を持っていたか
い。市長でなくても副市長でいいです。それが1つ。

もう一つは、この前、練馬区へ行ったときに、外郭団体に来てもらって意見を
聞くということをやっていると聞きました。ぜひ僕は石田理事長、その他幹部
に委員会に来ていただくような機会を1月でもいいですから持っていたか
いと要望します。

(何事か言う声あり)

清 水 審査でいろいろわかったことを、事業団に直接我々が聞いてどう答えるかはわ
かりませんが、参考人として聞きたいです。

委員 長 若干、休憩します。

休 憩 17:10

再 開 17:14

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
今清水委員から次回委員会への副市長の出席の要望が出されましたけれども、
各委員にお諮りしたいと思います。副市長の出席を求めることが必要と思われ
る方、挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

委員長 副市長の出席は必要なしということとします
ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

それでは、報告済みといたします。

次回委員会についてお話しさせていただきますと、窪之内委員の質疑についてからスタートさせていただきますと、清水委員からの要望という内容2点、答弁の内容をしっかりと精査した上でご答弁をいただきたいということでお願いいたします。

2. その他について

委員長 2、その他について委員から何かございますか。

(なしの声あり)

事務局から何かありますか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 3、次回委員会の日程については、12月26日午後3時から第一委員会室にて開催したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で第30回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 17:16